

新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用規程

平成28年10月6日規程第1号
最終改正 令和7年8月19日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校合宿研修所（以下「燧荘」という。）の使用については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 燧荘は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生の心身を練磨し、円満な人格と協調融和の精神を養い、健全な学生生活の向上を図るための合宿等に使用することを目的とする。

(運営)

第2条の2 燧荘の運営は、校長の命を受けて、学生主事があたる。

(使用の範囲)

第3条 燧荘を使用することができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本校の教職員及び学生
- (2) その他校長が特に認めた者

2 燧荘を使用することができる場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本校学生会クラブが合宿等を行うとき。
- (2) 校長が特に認めた本校学生会クラブ以外の団体が合宿等を行うとき。
- (3) 本校の教育計画に基づき必要があると認められるとき。
- (4) 学校行事等で宿泊を余儀なくされたとき。
- (5) その他校長が特に認めた場合

(使用手続)

第4条 燧荘を使用するときは、使用責任者は原則として使用予定日の3週間前までに別紙1により使用許可願を学生課に提出し、別紙2により校長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第5条 校長は、燧荘の管理運営上支障があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

2 燧荘の使用にあたって、使用者にこの規程又は第7条に定める細則に違反する行為があったときは、校長は、使用許可を取り消すことがある。

(費用の負担)

第5条の2 許可を受けた者のうち宿泊を伴う者（許可を受けた業務の遂行のために宿泊する教職員を除く。以下「合宿者」という。）は、宿泊料として、校長が別に定める光熱水料（電気、ガス及び水道料金をいう。）をあらかじめ納入しなければならない。

(事務処理)

第6条 燧荘に関する事務は、学生課において処理する。

(細則)

第7条 燧荘の使用についての細則は、別に定める。

附 則（平成28年10月6日制定）

1 この規程は、平成28年10月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用規程（昭和49年4月1日規程第5号）は、廃止する。

附 則（令和7年8月19日一部改正）

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

合宿研修所（燧荘）使用許可願

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

(使用責任者)

利用団体名 _____

学年 _____ 年 学科(専攻) _____

氏名 _____ 印 _____

緊急連絡先 _____ Tel _____

(指導教員氏名) _____ 印 _____

下記のとおり合宿研修所（燧荘）を使用したいので、ご許可くださるようお願いします。

なお、ご許可いただいた上は、使用者は、新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用規程を遵守するとともに、使用に関する学校からの指示に従うことを誓約します。

記

使用目的					
使用期間	令和 年 月 日 ()		令和 年 月 日 ()		
	時 分入所		時 分退所		
使用場所 及び人数 <small>※○で囲む</small>	1号室 (男・女 名)	2号室 (男・女 名)	3号室 (男・女 名)	4号室 (男・女 名)	5号室 (男・女 名)
総使用人員	名 (男 名、女 名)				
連絡事項 <small>(持ち込み物など)</small>					

※合宿をする場合は別に定める日課表、宿泊者名簿及び合宿参加承諾書を添付すること。

合宿終了後は速やかに所定の退所点検表を提出し、学生課職員のチェックを受け、必要な対応を執ること。

※以下は学校使用欄のため記入しないこと。

宿 泊 料	校 長	事務部長	学生主事	学生課長	課長補佐	係 長	担 当
円							

※校長・事務部長は学外者宿泊の場合のみ

合宿研修所（燧荘）使用許可書

令和 年 月 日

使用責任者

利用団体名：

殿

(指導教員

殿)

新居浜工業高等専門学校長

令和 年 月 日付けをもって願い出のあった使用について、下記により許可します。

記

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 () 時 分 入所 ～令和 年 月 日 () 時 分 退所
使用人数	名 (男 名・女 名)
宿泊数	延べ 人泊
宿泊料	円

注) 新居浜工業高等専門学校合宿研修所使用規程及び同細則並びに合宿研修所使用マニュアルを守ってください。

以上